

プライドプロジェクト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、プライドプロジェクトと称する。

(事務所)

第2条 本団体は、主たる事務所を管理者である代表の自宅に置く。

第2章 目的及び非営利事業

(目的)

第3条 本団体は、10代20代中学生以上の悩みを抱えるLGBTsユース（かもしれない人も）が「居場所」を感じられるコミュニティ活動、支援活動を行うことを目的とする。

(非営利事業の種類)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ユース支援の定期コミュニティの開催
- (2) ユース相談事業
- (3) その他性的多様性をもつユースの支援事業、情報発信、企画等

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本団体の会員は、個人会員のみとする。

- (1)個人会員 この団体の目的に賛同して入会した個人

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、代表の承認を得るものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各項のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会の申し出があったとき
- (2)本人が死亡したとき、または会員である団体が消滅したとき
- (3)除名されたとき

(退会)

第8条 会員は退会しようとするときは、その旨を代表及び管理者に申し出を行い、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の過半数以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)法令、定款に違反したとき
- (2)本会の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、または秩序を乱す行為をしたとき

第4章 役員及び会員（スタッフ）

(役員種別及び定数)

第10条 本会に次の役員をおく。

- (1)代表1名
- (2)副代表2名
- (3)会計1名

代表、及び副代表は、会計の兼任を行う場合も認める。

(役員任期)

第11条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、後任者の選定完了時までとする。

(役員職務)

第12条 代表は、本団体を代表して会務を掌る。

2 副代表は代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担う。

(顧問及び参与)

第13条 本団体に、顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、代表が会員にはかりこれを推薦する。

第5章 資産

(資産等)

第14条 本団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)寄付金
- (2)助成金
- (3)その他収入

(事業年度)

第15条 本団体の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の非分配)

第16条 本団体は、剰余金の分配を行わない。

第17条 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 総会

(総会)

第18条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)会則の変更
- (2)解散
- (3)事業の変更
- (4)事業報告及び収支決済
- (5)役員選任及び解任
- (6)その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

第7章 規約の変更・解散及び合併

(解散)

第19条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3)会員の欠亡

(残余財産の帰属)

第20条 本団体が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、NPO法第11条第3項に掲げる者のうち、認定NPO法人ReBitに譲渡するものとする。

(その他)

第21条 この会則の施行にあたり必要な事項は代表等、役員が別に定める。

附 則

1 本会則は、本団体設立日の令和1年1月1日より施行する。

2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

管理者・代表	本多 正宗
副代表	外山 優奈
	井藤 勇太
会計	本多 正宗